

平成22年度



住宅・建築物高効率エネルギーシステム
導入促進事業費補助金制度のご案内
(高効率給湯器導入支援事業)

平成22年度

LPガスを燃料とする
ガスエンジン給湯器
導入補助金制度ご案内



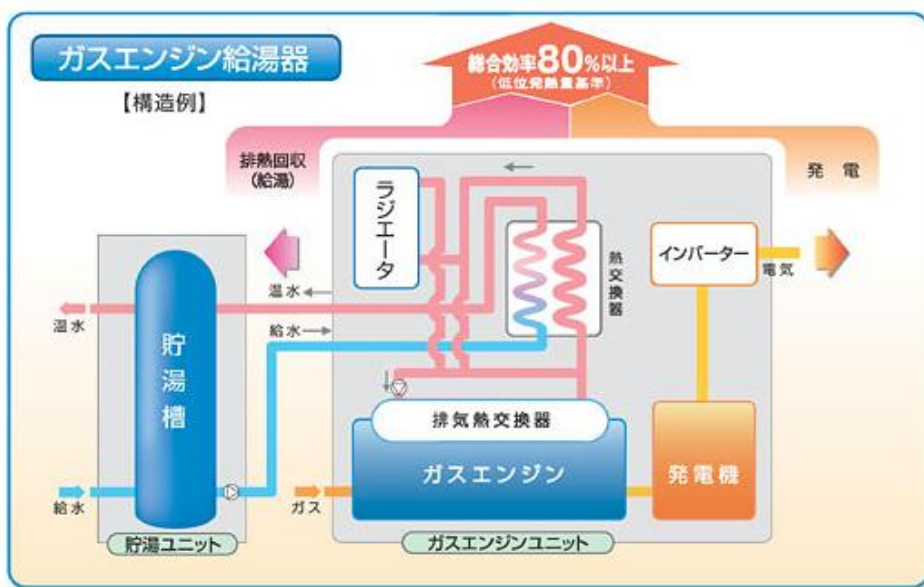
日本LPガス団体協議会

ガスエンジン給湯器の導入を支援する国の補助金制度ご利用のすすめ

我が国のエネルギー消費量の約1/4を占める民生用部門のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、民生用部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっております。

平成14年3月、地球温暖化対策推進本部が決定した地球温暖化対策推進大綱によれば、民生用の確実な省エネルギー対策の実施が明示され、その主要対策の一つとして「従来エネルギー効率の改善が進んでいなかった給湯分野について高効率給湯器の市場への円滑な導入に向けた支援の実施」が不可欠となっております。

このようなニーズにこたえるため、エネルギー総合効率が高く省エネ性に優れたガスエンジン給湯器が開発されると共に、ガスエンジン給湯器を普及促進させるため補助金制度が創設され、8年目を迎えました。環境と人に優しい高効率給湯器導入に当たり、国の補助金制度のご活用をおすすめします。



ガスエンジン給湯器はガスエンジンユニットと貯湯ユニットで構成されています。ガスエンジンの排熱を利用して給湯・温水平房などを行うとともに発電も出来ることにより、給湯などの排熱回収効率と発電効率を合わせた総合効率において80%以上の高効率を発揮し、省エネルギー化と共にCO2の排出量を削減し、地球温暖化防止に貢献します。

■ 補助金交付の対象となるガスエンジン給湯器とは

下記の基準を満たし、日本LPガス団体協議会が指定した機器（以下「補助対象給湯器」という）であることが条件です。詳しくは「指定機器一覧表」をご参照ください。

I ガスエンジンユニット

- ・総合熱効率が80%以上（低位発熱量基準）であること。
- ・LPガスを燃料として使用すること。
- ・ガスエンジンの排熱を回収し、熱の有効利用できる機構をもっていること。

II 貯湯ユニット

- ・社団法人日本水道協会品質認証センターの給水用具（湯沸器類）の認証登録証があること。
または、財団法人日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録がなされていること。
- ・貯湯容量が120リットル以上であること。
- ・貯湯ユニットには、ガスエンジンユニットの排熱を吸収する貯湯槽を持つこと。
- ・貯湯槽には、対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱を流入させないこと。

※別途定める設置対象施設に関する要件を満たすことが必要です。

※補助対象給湯器とは、補助金交付対象給湯器を指定したものであり、個別給湯器の性能を保証しているものではありません。

■ 補助金交付の対象となる費用とは

機器費の一部が対象となります。

- 機器費：補助対象給湯器本体の購入に要する費用。
（ただし、当協議会が指定した付属品は含む：リモコン、インバーター盤、マルチ切替

■ 補助金額について

- 補助金額は、補助対象給湯器の導入に対して定額を補助します。
- 消費税及び地方消費税分は除きます。

■ 補助金金額表（平成22年度）

分類	出力(kW)		貯湯容量(L)	貯湯ユニット缶数	従来機器の 基準額(円)	補助金額
	熱(適用範囲:A)	電気(適用範囲:B)				
①	$A \leq 5$	$B < 5$	$120 \leq C$	1	311,000	112,000
②	$5 < A \leq 15$	$5 \leq B < 7$	$120 \leq C$	1	907,000	383,000
③	$15 < A \leq 25$	$7 \leq B < 9$	$120 \leq C$	1(一体型含む)	1,205,000	467,000
④	$15 < A \leq 25$	$9 \leq B < 10$	$120 \leq C$	1	1,400,000	635,000
⑤	$25 < A$	$10 \leq B$	$120 \leq C$	1	4,071,000	1,630,000

※上記補助金額は各分類ごとに定額とする。

※ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットは日団協が指定したユニットを使用すること。
（指定外のものを使用する場合は補助金の対象とはなりません）

■ 設置施設に関する要件とは

①熱出力が5kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。

- (1)床暖房等の温水端末が設置されていること。
- (2)設置対象施設の熱負荷が年間23,000MJ以上あること。

②熱出力が5kWを超え15kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。

- (1)施設分類毎に下記の要件を満たすこと。

施設分類	設置対象施設に関する要件
ホテル・宿泊施設	客室11室以上
飲食店	席数14席以上
	または食堂+厨房面積21㎡以上
病院・診療所	ベッド数11床以上
	または延床面積530㎡以上
銭湯・健康ランド	カラン個数3個以上
老人保健施設	居室延床面積35㎡以上
スポーツ施設	シャワー4個以上

③熱出力が15kWを超えるガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。

- (1)施設分類毎に下記の要件を満たすこと。

施設分類	設置対象施設に関する要件
ホテル・宿泊施設	客室17室以上
飲食店	席数22席以上
	または食堂+厨房面積33㎡以上
病院・診療所	ベッド数17床以上
	または延床面積830㎡以上
銭湯・健康ランド	カラン個数4個以上
老人保健施設	居室延床面積55㎡以上
スポーツ施設	シャワー7個以上

- (2)設置対象施設の熱負荷が年間92,000MJ以上あること。

- (2)設置対象施設の熱負荷が138,000MJ以上あること。

注1:上記①～③の給湯もしくは暖房設備用件は、いずれも補助対象給湯器を熱源とするものであること。

注2:同一施設において複数式のガスエンジン給湯器を設置する場合には、「各ガスエンジン給湯器の設置対象施設要件の総和」を、対象施設の要件とする。

注3:熱負荷を用いる場合は、要件に相当する熱負荷であることを証する計算根拠を提出すること。

注4:熱量単位は、1MJ=238.89kcalで換算してください。

■ 複数の給湯器を設置する場合

同一施設において複数式のガスエンジン給湯器を設置する場合には「各ガスエンジン給湯器の設置対象施設要件の総和」を対象施設の要件とする。

例1 ホテルに[電力出力]6kWと9.8kWを設置する場合

②③(1)より

客室11室+17室=28室以上必要

例2 客室25室のホテルに[電力出力]6kWと9.8kWを設置する場合

(28室未満なので)②③(2)より

熱負荷92,000MJ/年+138,000MJ/年=230,000MJ/年以上必要

⇒要件(1)(2)を混合して利用することはできない

例3 既に[電力出力]6kWが設置されているホテルに新たに9.8kWを設置する場合

例1と同じく②③(1)より

客室11室+17室=28室以上必要

※なお、申請書は機器分類が異なる場合は各々分けて申込みが必要です。

■ 補助金募集期間

下記のスケジュールで、ガスエンジン給湯器を設置する予定の時期がどの期間にあたるのかをご確認のうえ、設置工事の前に必ず該当する募集期間にお申し込みください。

例：第1分類ガスエンジン給湯器の**第1期募集期間(4月13日～6月25日)**にお申しいただくには、申し込み受理後**7月30日までに設置工事**を終え、給湯器を購入し、必要な添付書類と共に**交付申請書を8月31日までに**提出していただく必要があります。
 (※ 但し、熱出力が5kWを超えるガスエンジン給湯器については、募集期に係らず補助金交付申請書の提出締切は平成23年2月15日(火)とします。)

熱出力5kW以下(分類①)

	募集期間	設置工事完了期日	補助金交付申請書 (兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細票) 提出締切日(必着)	設置工事完了確認書提出締切日
第1期	平成22年 4月13日(火)～ 平成22年 6月25日(金)	平成22年 7月30日(金)	平成22年 8月31日(火)	平成22年 9月10日(金)
第2期	平成22年 7月 1日(木)～ 平成22年 9月30日(木)	平成22年10月29日(金)	平成22年11月30日(火)	平成22年12月10日(金)

熱出力5kW以上(分類②～⑤)

	募集期間	設置工事完了期日	補助金交付申請書 (兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細票) 提出締切日(必着)	設置工事完了確認書提出締切日
第1期	平成22年 4月13日(火)～ 平成22年 6月25日(金)		平成23年 2月15日(火)	平成23年 2月25日(金)
第2期	平成22年 7月 1日(木)～ 平成22年 9月30日(木)		平成23年 2月15日(火)	平成23年 2月25日(金)

申込の受付は、所定の様式添付書類が適正であるものから原則先着順とし、申込額が各期ごとの予算に達した時点で締め切ります。



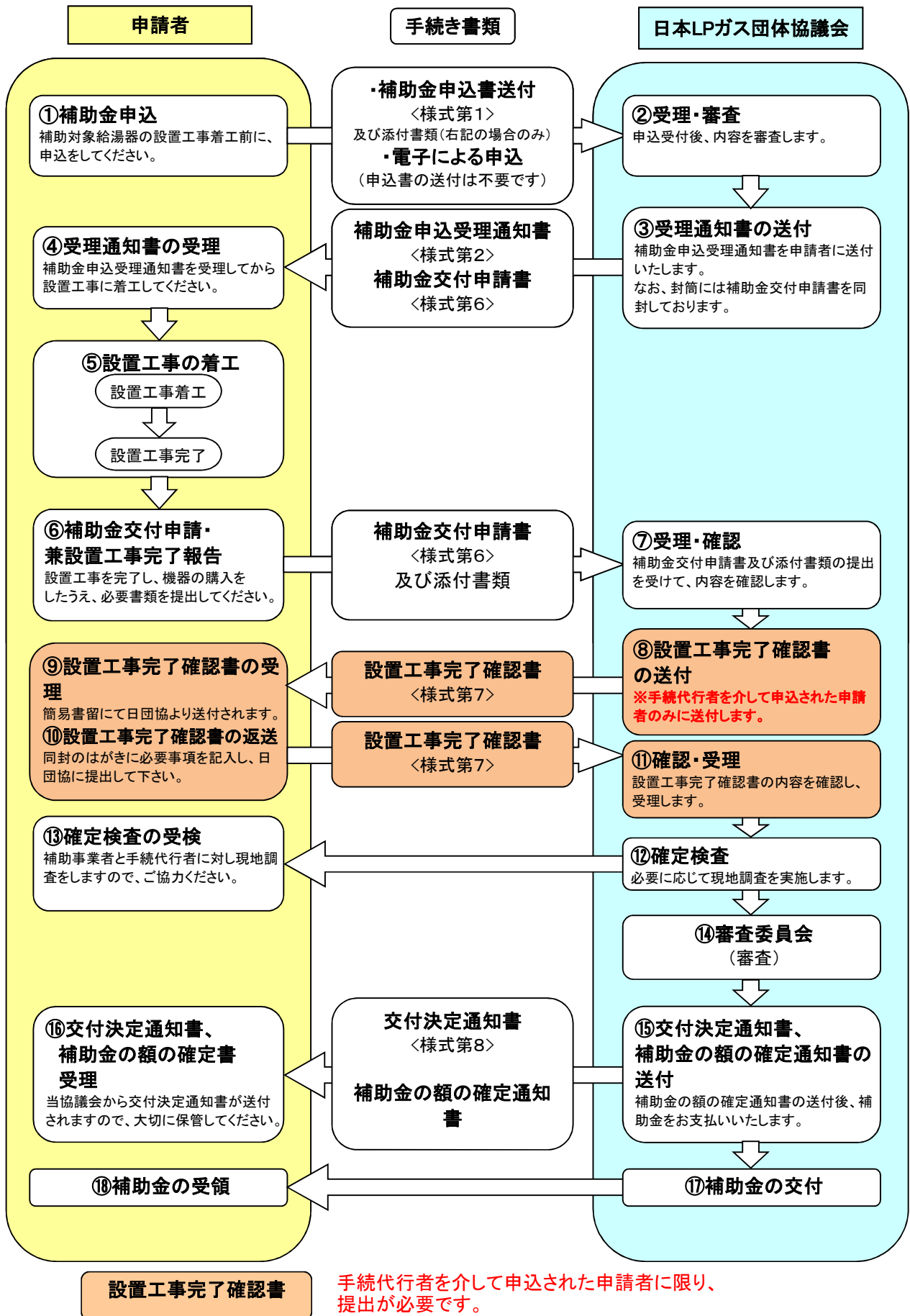
■ 申請の主な形態と必要な提出書類一覧表

形 態	主たる申込者	申請形式	各形態で特に必要となる書類	
			申込時	申請時
<p>①</p>	機器購入設置者	設置者申請	① 補助金申込書	① 補助金交付申請書
<p>②</p>	リース事業者	二者による 共同申請	① 補助金申込書 ② 共同申請同意書	① 補助金交付申請書 ② リース契約書 ③ リース料計算書 ④ リース料減額証明書
<p>③</p>	エネルギーサービス 事業者	二者による 共同申請	① 補助金申込書 ② 共同申請同意書	① 補助金交付申請書 ② エネルギーサービス契約書 ③ エネルギーサービス料減額証明書
<p>④</p>	ESCO事業者	二者による 共同申請	① 補助金申込書 ② 共同申請同意書	① 補助金交付申請書 ② パフォーマンス契約書
<p>⑤</p>	リース事業者	三者による 共同申請	① 補助金申込書 ② 共同申請同意書	① 補助金交付申請書 ② リース契約書 ③ リース料計算書 ④ リース料減額証明書 ⑤ エネルギーサービス契約書 ⑥ エネルギーサービス料減額証明書
<p>⑥</p>	リース事業者	三者による 共同申請	① 補助金申込書 ② 共同申請同意書	① 補助金交付申請書 ② リース契約書 ③ リース料計算書 ④ リース料減額証明書 ⑤ パフォーマンス契約書

※申請時に必要な書類は上記の他に補助金交付申請・設置工事完了報告書添付書類も提出してください。

■補助金交付フロー図

申請者は、補助対象給湯器の販売及び設置工事等をする者に、手続きの代行を依頼できます。ただし、通知類は全て申請者に郵送し、手続き代行者には郵送しません。



■ 必要な提出書類

補助金申込

■「補助金申込書」(様式第1)

■添付書類(該当する方のみ添付してください)

(a) 設置対象施設に関する要件について、熱負荷を用いる場合は、設置対象施設の熱負荷が以下の通りであることを証する算根拠

(熱出力5kW以下のガスエンジン給湯器の場合年間23,000MJ以上、同5kWを超え15kW以下の場合年間92,000MJ以上、同15kWを超える場合年間138,000MJ以上)

(b) 次の場合は共同申請同意書。

- ・申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合。
- ・エネルギーサービス事業者等が対象設備を所有し、設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結して対象設備を貸し付ける場合。
- ・ESCO事業者が対象設備を所有し設置事業者とパフォーマンス契約を締結して対象設備を貸し付ける場合。
- ・申請者がエネルギーサービス事業者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにエネルギーサービス事業者等が設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合(三者共同申請)。
- ・申請者がESCO事業者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにESCO事業者が設置事業者とパフォーマンス契約を締結し対象設備を貸し付ける場合(三者共同申請)。

補助金交付申請・ 設置工事完了報告

■「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)」(様式第6)

■添付書類

(a) 補助対象給湯器(ガスエンジンユニット及び貯湯ユニット)の設置状態を示す写真

(b) 補助対象給湯器(ガスエンジンユニット及び貯湯ユニット)の保証書の写し又は同等のもの。購入者名、機種名、日付等の記載があるもの

(c) 当協議会が指定する住所が確認できる書類

個人にあつては、住民票原本又は写し(発行日が当該年度の補助金募集開始日以降のもの)又は運転免許証の写し(有効期限内のもの。氏名、住所等に変更がある場合は裏面の写しも添付すること)等とする。法人にあつては登記簿謄本又は抄本の原本又は写し(発行日が当該年度補助金募集開始日以降のもの)官公庁から発行・発給された書類(有効期限内もしくは発行日が当該年度の補助金募集開始日以降のもの)等とする。記載の氏名は申請者と同一のこと。記載住所は補助金対象給湯器の設置場所と同一のこと。それが異なる場合は、申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類の写しを添付すること。

(d) 申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合:リース契約書、リース料計算書、リース料の減額証明書

(e) エネルギーサービス事業者等が対象設備を貸し付ける場合:エネルギーサービスの契約書、エネルギーサービス料の減額証明書

(f) ESCO事業者が対象設備を所有し設置事業者とパフォーマンス契約を締結して対象設備を貸し付ける場合:パフォーマンス契約書(パフォーマンス契約をしていることが分かるもの)

(g) 申請者がエネルギーサービス事業者等とリース契約を締結し対象設備を貸し付け、さらにエネルギーサービス事業者等が設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合:リース契約書、リース料計算書、リース料の減額証明書、エネルギーサービス契約書、エネルギーサービス料の減額証明書

(h) 申請者がESCO事業者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにESCO事業者が設置事業者とパフォーマンス契約を締結し対象設備を貸し付ける場合:(リース契約書、リース料計算書、リース料の減額証明書、パフォーマンス契約書(パフォーマンス契約をしていることが分かるもの))

※申込書及び申請書に記載された個人情報、本事業の補助金交付及びそれに付帯する業務にのみ利用します。

■ 申込書類及び各様式の入手方法

申込書類は、当協議会のホームページ http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/gas_engine/ からダウンロードできます。

※ FAXにて内容確認サービスを行っております
申込書原本を送付される前に、記入した申込書をFAXにてお送りください。内容に不備がないか確認をして、当協議会からご連絡いたします。
ただし、FAXでは申込受理とはなりません。確認後、速やかに原本をご郵送ください。

■ 補助金申込にあたっての注意事項

- 申込みは、全ての必要な書類が日本LPガス団体協議会に到着し、不備がないことが確認されてから「受理」となります。FAXでは申込みを受理できません。
- 書類の提出は「郵送」「宅配便」「当議会への協議会への直接持参」のいずれも可能です。尚、郵便事故等による書類の紛失に対し当協議会は責任を負いかねます。書類の提出に当たっては、配達記録が残る発送方法をお勧めします。
- 要件不適合あるいは募集締切後到着、抽選による落選等により不受理になった申込みの書類は、返送致しませんので、ご了承下さい。
- 提出書類は、必ずコピーをとって申請者が保管するようにして下さい。また補助金受領後は、取得財産等管理台帳(様式第11)を各自作成して、保管願います。
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して、書類に捺印した印鑑を、上から訂正印として押して下さい。修正液を使用した書類は無効となります。
- 補助事業の遅延は認められませんので、申込み時点で締切までに交付申請できるかどうか十分検討をお願いします。
- 設置工事が完了しましたら速やかに該当期の提出締切日までに必要書類を提出して下さい。交付申請書(兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細票)の提出がされないと補助金は交付されません。
- 補助対象給湯器に対して他の国庫補助金等の重複しての申請はできません。



■ 手続代行者の皆様へ

不正行為に対しては厳正に対処いたします。手続代行者も名前を公表の上、行政処分を受けることがあります。また過年度に亘って販売店に現地調査を実施することがあります。次のような行為は処分の対象となりますので、制度を十分ご理解の上お申込み下さい。

1. 日団協に提出する書類の虚偽の記載や改竄、あるいは当該給湯器以外の書類を添付すること。
2. 指定機器以外の給湯器を申し込むこと。
3. 申込受理前に工事を行うこと。
4. 機器費が基準額未満であること。
5. 給湯器が未設置あるいは代金未払いなのに交付申請すること。

また本年度から募集時期を分割するのに伴い、交付申請書提出に期限が設けられました。期限までに工事を終え、支払を完了し、交付申請書を提出しないと自動的に補助金を受ける権利が失効いたしますので、ご注意下さい。またこの条件満たさない申込みは受け付けません。

日本LPガス団体協議会 補助・受託事業室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-5 櫻ビル5階

TEL: 03-5511-141 FAX: 03-5511-1417

ホームページ: http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/gas_engine/index.html

受付時間: [月～金] 9:00～17:30(祝・祭日、年末年始、6月14日を除く)

書類等の送付宛名には「**ガスエンジン担当**」と明記してください。